

鳥取市立小中学校のあり方について、ご意見をお寄せください

問 第二庁舎校区審議室 ☎ 0857-20-3089 ☎ 0857-29-0824 ✉ kokushingi@city.tottori.lg.jp

鳥取市校区審議会では、市立小中学校の学校配置や校区の設定について、これまでの審議の概要を「中間とりまとめ(平成25年1月)」として、示しているところです。

この中で、学校のあり方について①学校規模の問題、②地域との関係、③配置や通学距離、の3つの視点から具体的な学校名を示して課題を整理しています。

審議会では平成26年4月を目途に答申を行う予定としていますが、更に審議を深めるため、「中間とりまとめ」に対する市民の皆さまのご意見をお寄せください。

ご意見については、郵送、ファックス、メールのいずれかの方法で9月末までに問い合わせ先へお寄せください。

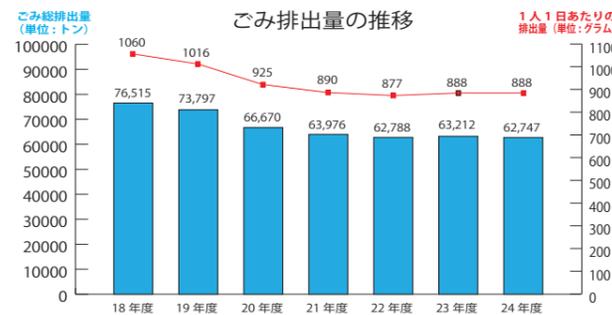
《「第11期 鳥取市校区審議会 中間とりまとめ」の概要》

- ①標準規模について(学校全体で5学級以下の学校)
 - ②通学に関する基準について(通学距離、時間、安全性)
 - ③適正配置について(地域と学校との関係性など)
- ※「中間とりまとめ」の詳細については、鳥取市教育委員会のホームページや各地区公民館でご覧いただけます。



平成24年度鳥取市のごみ量についてお知らせします

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217



平成24年度の本市のごみ総排出量は、6万2747トンとなり、前年度の6万3212トンから465トンの減量となりました。(前年度比0.74%減)

その結果、1人1日あたりの総排出量は、888gとなり、前年度と同量になりました。引き続き、ごみの減量にご協力ください。

ご存知ですか? 雑紙も古紙として出すことができます

新聞・段ボール以外の紙ごみ(雑紙)も資源として活用できます。たとえば、お菓子の箱、雑誌・パンフレット、トイレトペーパーやラップの芯、はがきなどが雑紙に該当します。

小さい紙ごみは雑誌などと一緒に括って古紙としてお出してください。雑紙を分類して可燃ごみの更なる減量を目指しましょう!

※雑紙についているビニール・セロハン等は必ずはがしてください。

※汚れた紙、写真、各種加工がされた紙、シール・テープなどの付いた紙は再生できないので燃えるごみへお出してください。

ごみ減量には台所での水切り・段ボールコンポストなど様々な方法があります。みなさまのご協力をどうぞよろしくお願い致します。

8月のごみ収集(鳥取地域)

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217

8月の収集日は、お盆の時期を含め、平常どおりとなっています。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレイ・資源ごみ 小型破碎ごみ
8月13日(火)					
8月14日(水)					
8月15日(木)					

平常どおり収集します。

※朝8時までに必ずごみを出してください。
※新市域については総合支所だよりをご覧ください。
※各総合支所市民福祉課(☎16ページ)までお問い合わせください。

レジ袋の削減にご協力をお買い物は「マイバッグ」で!

野焼きは禁止です!

野外でごみを焼く「野焼き」は、あぜ草や稲わらなどを焼く農林業にともなうものや「とんど焼き」などの風俗慣習上の行事などを除いて、法律で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはこの両方が科せられます。

乾電池・蛍光灯の収集

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、8月1日(木)~7日(水)の小型破碎ごみの収集日(鳥取地域)にごみステーションに出してください。蛍光灯は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。

平成25年度 職員採用試験

鳥取市任期付職員(任期を定めた常勤職員)

問 本庁舎職員課 ☎ 0857-20-3107
☎ http://www.city.tottori.lg.jp/

試験区分	採用予定人数	受験資格
建築	1人程度	※必要な資格などの条件があります

任用期間 平成26年4月1日(予定)~平成29年3月31日まで
受験案内 本庁舎・駅南庁舎1階総合案内、本庁舎2階職員課、各総合支所、鳥取市関西事務所配布し、公式ホームページからもダウンロードできます。
申込方法 持参、郵送、インターネットのいずれかで問い合わせ先まで
受付期間 8月16日(金)まで
試験日 9月22日(日)
試験会場 本庁舎4階会議室

※詳しくは受験案内または市公式ホームページをご覧ください。

鳥取県東部広域行政管理組合職員(消防職)

問 鳥取県東部広域行政管理組合事務局総務課
☎ 0857-20-0119 ☎ http://www.east.tottori.tottori.jp/

試験区分	採用予定人数	受験資格
消防吏員区分(1)	17人程度	昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ※その他要件あり
消防吏員区分(2)	4人程度	平成26年3月に高等学校を卒業見込みの人 ※その他要件あり

※区分(1)、(2)とも同一の試験を実施します。平成26年3月に高等学校を卒業見込みの人は、区分(1)、(2)のいずれかを選択して受験してください。

受験案内 7月24日(水)から鳥取県東部広域行政管理組合事務局総務課、消防局消防総務課および鳥取県東部各市町役場で配付開始
※ホームページ「麒麟の王国」からもダウンロードできます。
受付期間 8月1日(木)~22日(木)17:15必着
試験日 第1次試験:9月22日(日)
試験内容 教養試験、適性検査、体力試験(握力・上体起こし・反復横跳び・1500m走)

※詳しくは受験案内またはホームページ「麒麟の王国」をご覧ください。

住基カードの手続き停止

問 駅南庁舎市民課 ☎ 0857-20-3492

ネットワークの回線と機器の更改工事のため、住基カードによる各種手続きを下記の期間停止します。ご不便をおかけします。

停止期間 8月19日(月)9:00~17:00

とっとり若者インターンシップ事業

問 第二庁舎経済・雇用戦略課
☎ 0857-20-3134 ☎ 0857-20-3046 ✉ keizai@city.tottori.lg.jp

就職する機会に恵まれなかった就労経験の少ない若年求職者が、実際の仕事の現場に触れ、自分自身を磨き、就職をめざす取り組みを支援するため、市内事業所での長期インターンシップ事業を実施しています。受入事業所は、ものづくりや商店など幅広い業種を対象としています。

対象 市内在住の満40歳未満の求職者
実習期間 3~6カ月でひと月あたり15日以上25日以内(6~8時間/日)
内容 働く現場でのより実践的な技能・技術の習得を通じて、受入事業所への就職をめざします。担当指導員の指示のもと、受入事業所から登録のあった内容に基づき実習を実施します。

奨励金 5000円/日
※実習生と受入事業所との間に雇用関係はありません。
※実習生の登録が必要ですので、経済・雇用戦略課の雇用支援コーディネーターにご相談ください。

災害時避難支援・見守りの取組を応援します!

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3451

地域にお住まいのみなさんが主体となって、支え愛マップを作成し、障がい者やひとり暮らし高齢者など(要援護者)に対する災害時の避難支援の仕組みや平常時の見守り体制をつくるなど、要援護者が身近な地域で安全安心に暮らすための取組に対して補助金を交付します。

補助対象者 自治会、町内会など
補助対象事業 支え愛マップの作成、要援護者の特性に応じた個別避難訓練の実施、要援護者への平常時における見守り体制の構築など

補助限度額 10万円以内
申込先 鳥取市社会福祉協議会 ☎ 0857-24-3180

「鳥取市農業振興プラン」を作成しました

問 第二庁舎農業振興課 ☎ 0857-20-3232

基本目標 「因幡に広がる平地、砂丘地、中山間地等の地域の特性を生かした農業・農村の活性化」

平成25年度~平成29年度にかけて、農業者の高齢化、耕作放棄地の増加、農産物の生産額減少などの問題解決の方針をまとめた「鳥取市農業振興プラン」を作成しました。

今後も農業者をはじめ、県やJAなど関係機関のお話を伺いながらプラン内容の充実を図りつつ、農業・農村の活性化を推進してまいります。

プランの詳しい内容やプランに基づく支援策については、農業振興課までお問い合わせください。